

○大阪府環境審議会条例

平成六年三月二十三日
大阪府条例第七号

大阪府環境審議会条例をここに公布する。

(設置)

第一条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関として、大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員で組織する。

- 一 学識経験のある者 二十八人以内
 - 二 府議會議員 六人以内
 - 三 市町村長 三人以内
- 2 前項第一号に掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員にあっては市町村長又は関係地方行政機関の長のうちから、専門委員にあっては学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議に参与し、当該調査審議が終了するまでの間 在任する。
- 5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議に参与し、当該調査審議が終了するまでの間 在任する。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、第二条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、第二条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員(議事に關係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 市町村長のうちから任命された委員及び臨時委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与することができる。

(部会)

第六条 審議会に、次の各号に掲げる次項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

- 一 温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）の規定によりその権限に属された次項その他温泉行政に関し必要な事項 温泉部会
 - ニ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の規定によりその権限に属された事項のうち、同法第十六条第一項に規定する測定計画の作成に関する事項 水質測定計画部会
 - 三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定によりその権限に属された事項その他野生生物の保護に関し必要な事項 野生生物部会
- 2 審議会は、前項各号に定める部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。
- 3 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 前三項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。
- 7 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、第一項各号に定める部会その他必要と認める部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(報酬)

第八条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万七百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千八百円とする。

- 2 委員、臨時委員及び専門委員及び幹事（以下「委員等」という。）のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第九条 委員、臨時委員及び専門委員の費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百二十四号）に定める内閣総理大臣等中のその他の者相当額とする。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算することとし、日当は、距離の遠近にかかわらず全額を支給する。
- 3 幹事の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による九級職相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行の日当は、同条例別表第一の定額（指定職等の職務にある者以外の者に係るものに限る。）により支給する。
- 4 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当

額とする。

(支給方法)

第十条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、府吏員の例による。

(委任)

第十一條 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成六年八月一日から施行する。

(大阪府公害対策審議会条例の廃止)

2 大阪府公害対策審議会条例(昭和四十六年大阪府条例第二号)は、廃止する。

附 則(平成一一年条例第八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第七九号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第三十六号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年六月一日から施行する。

(大阪府自然環境保全審議会条例の廃止)

2 大阪府自然環境保全審議会条例(昭和四十八年大阪府条例第三号)は、廃止する。

(大阪府自然環境保全条例の廃止)

3 大阪府自然環境保全条例(昭和四十八年大阪府条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「大阪府自然環境保全審議会」を「大阪府環境審議会」に改める。

(大阪府自然海浜地区条例の一部改正)

4 大阪府自然海浜地区条例(昭和五十六年大阪府条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「大阪府自然環境保全審議会」を「大阪府環境審議会」に改める。

(大阪府立自然公園条例の一部改正)

5 大阪府立自然公園条例(平成十三年大阪府条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「大阪府自然環境保全審議会」を「大阪府環境審議会」に改める。